

幕末期名古屋周辺の御留川支配と御川守

山崎久登

はじめに

一 幕末期名古屋周辺の御留川について

- (一) 設定地域
- (二) 御用の種類
- (三) 御用と支配役人
- (四) 尾張藩主の御成

- 二 道徳前新田御留川と御川守の職務
- (一) 道徳前新田と役所扣御留川
- (二) 道徳前新田の御川守について
- (三) 御川守の職務内容
おわりに

一方で、後者については、これまであまり研究が見られなかつたが、近年杉本精宏氏によつて近世木曽川の漁業権支配の問題が分析されてい⁽¹⁾る。杉本氏は、尾張藩の鷹場内の河川は「留川」(漁を禁止された川)とされ⁽²⁾て鷹方役所の支配下に置かれ、留川でない川の漁は、鷹方役所が運上金を賦課し(天明元年(一七八一)以降は、所付代官所が徵収)、個人や村が請け負つたとする。その上で木曽川における殺生権の問題を論じている。⁽³⁾

ただし、杉本氏の研究は木曽川を事例としたものであり、尾張藩の河川全体について述べているわけではない。また、留川・運上場というカテゴリーで捉えているが、そこでは、「領主の鷹場=御留川」が欠落している

ように思われる。

以上のように、物流統制の面では、尾張藩の河川支配の全体像が明らかにされつつあるのに対し、漁場支配の面は、不明な点が多く、今後鋭意検討を進めていくべきであると考えられる。その際の研究課題の一つとして挙げられるのが、尾張藩の御留川支配はどうになっていたのか、という点である。

近世における御留川について、網野善彦氏は、水戸藩の玉里御留川(寛永二年(一六二五)に霞ヶ浦北部に設定)を対象として分析された。それによれば、①土豪鈴木氏が川守に任命され、御徒並の地位が与えられていたこと、②当初は、川守が直営の大網を引いたこと、③天和三年(一六八三)以降は江戸の問屋や霞ヶ浦周辺領民の請負制(運上金を上納)に移行し、鈴木家は、官僚としての性格を強めたこと、が明らかにされている。⁽⁴⁾また、太田尚宏氏は江戸周辺地域の荒川⁽⁵⁾・玉川⁽⁶⁾の御留川について検討を加え、御菜魚の確保や將軍川狩のために禁漁区となる御留川の実態を明らかにした。

このように御留川の研究史においては、それが領主の専用漁場であり、特定の漁師しか漁が認められないことが解明されている。しかし、藩の御留川については、水戸藩以外の事例がほとんどなく、支配機構も含めて未だ実態は明らかになっていない。

そこで、本稿では、尾張藩における御留川を題材として、藩による河川支配の一端を明らかにしていきたい。また、御留川を管理する川守(本稿では御川守と記す)とはいかなる役職なのか、その職務や性格を分析する。なお、主たる史料としては、徳川林政史研究所所蔵の「御留川留」上・中・下巻(尾五ー三九三)、「道徳前新田御留川御用留」(尾一一八六三)を用いる。

なお、尾張藩における御留川については、寛永一八年(一六四二)一月の触の中に「一御留池・川ニテ百姓魚取候ハバ、本人ハ壹貫文、其所之庄屋式百文、其郷中ハ家一軒より百文宛之可為過料事」とある。これは、百姓の漁獵を禁止したものであり、御留川は近世前期からその存在を確認することができる。また、「寛文村々覚書」⁽⁸⁾にも、「御留川」の存在を示す記述は見られる。本来は、こうした近世初期における御留川の成立から検討

を加えていくべきであろうが、当該時期については、管見の限りではそれ以上の史料を見ることができず、御留川の支配構造を知ることは不可能である。また近世後期に存在した御留川との同定もできない。そこで、本稿においては、御留川についてまとまつた史料の残されている幕末維新时期を対象とし、御留川の所在と支配制度を明らかにしていきたいと考える。

また、本稿では、幕末から明治にかけて支配制度が変化していく中で尾張藩に「御留川」または「御川」と認識されている河川を、御留川として捉えることとする。

本稿の構成については、まず第一節で、幕末期の名古屋周辺の御留川の位置や、支配体制、また藩主の御成や上納御用の実態について検討する。次に第二節では、御留川を管理する御川守の職務内容について、主に道徳前新田を事例として明らかにしていく。

一 幕末期名古屋周辺の御留川について

(一) 設定地域

まず、御留川が設定されていた地域について確認をしていきたい。

〔史料二〕

御年貢地懸

〔史料二〕

本文御談之趣致承知及吟味候処、大凡別紙之通相見申候、乍併右金高

之儀ハ御留川々不殘元御鷹方役所差配之節捕揚候下魚等御払代等之金

高ニ而當時御留川之儀ハ左之通ニ有之、左之外丸印之分此節村々運上

場ニ相成居候付、強而御見合ニ茂相成聞敷哉ニ相見候條右式通相添申達

候事

十一月

一 热田前新田御川

一 祐竹新田御川

一 新川通砂子橋⑨より下一色村迄

一 勝川村地蔵池

○ 一 庄内川枇杷嶋橋⑩より下海口迄

○ 一 热田新田中川佐屋海道⑪より下海口迄

○ 一 五条川清洲宿橋⑫より下新川迄

○ 一 勝川通川村地⑬

〔史料二〕は、慶応三年(一八六七)一一月に、御留川の場所について御年貢地懸⑯が御小納戸頭取に報告したものである。同年一二月に鷹場が廃止されると、従来鷹方役所の管轄下にあつた御留川は、御小納戸役所の支配下に移つた。^{〔11〕}ここでは、鷹方役所支配時の御留川や魚の御払代(後述)について、御小納戸頭取より下問があり、御年貢地懸が上申したものである。ここで、熱田前新田御川のほか、四か所が御留川であつたことが知られる。^{〔12〕}なお、○のついている四つの川は、現在は村々の運上場となつていており、かつては御留川だった地域と考えられるが、詳細は明らかでな

く、ここでは、御留川からは除外して考えることとしたい。

御留川

新川通砂子橋より下一色村先中海口迄

热田前新田汐除御川

戸部下新田通号祐竹新田御川

御留池

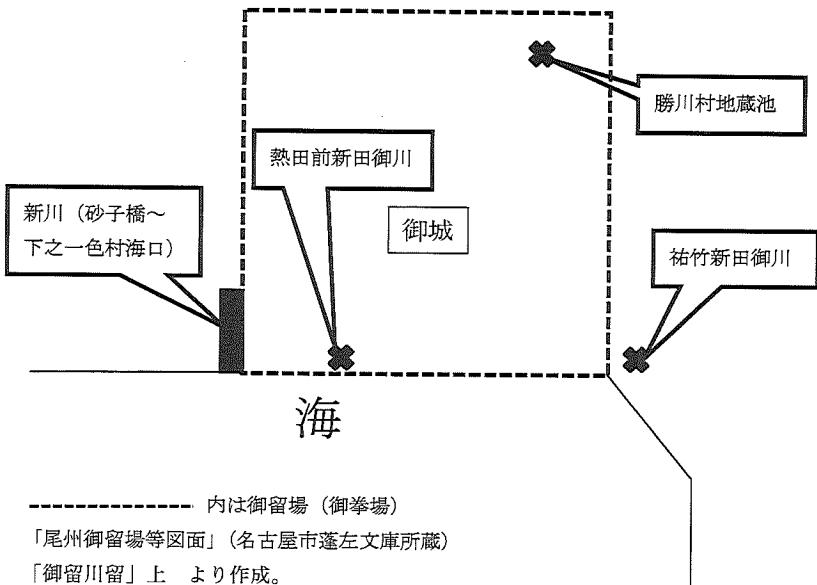
勝川村地蔵池

已九月

大代官^{〔12〕}

〔史料二〕は明治二年(一八六九)九月に御使番格の大代官松平竹蔵より藩の内家局へ差し出されたもの一部である。これは、御留川が、内家局附属となり、それによって御留川の呼称変更^{〔13〕}も含めた改革が行われる是非について、大代官が上申したものである。そこで挙げられているのは、慶応三年段階の御留川とほぼ同様である。よつて慶応三年～明治初年の御留川の範囲は、〔図1〕のように示すことができる。ここから、御留川が名古屋周辺の河川下流、または海近くの新田村に主に設定されていることが指摘できよう。特に、熱田前新田については、第二節で検討する道徳前新田と同様に、村の南境に沿つて展開する汐除^{〔14〕}が御留川となつていた。

次に、狩猟禁止区域としての鷹場や御留場との関係についてみてみたい。尾張藩では、名古屋城下の周囲や知多半島東海岸一帯に尾張藩主の鷹場(御拳場)^{〔15〕}が広がり、ここは、鳥獣類の捕獲が禁じられる御留場でもあつた。^{〔16〕}元文元年(一七三六)頃は、城から一里～四里の地域であつたとされる。



【図1】名古屋周辺御留川概念図

めると、【図1】の通りとなる。これを見て分かる通り、御留川は、ほぼ御留場内に設定されている。ただし、祐竹新田など御留場外の御留川もあり、必ずしも御留場内にあることが御留川の必要条件になつてゐるわけではなかつたことが知られる。⁽¹⁸⁾漁場の状況などを考慮して柔軟に置かれていたものと思われる。

以上、ここでは、幕末期の御留川が名古屋周辺の河川下流や海近くの新田村に設定されていること、またその全てが御留場の範囲に含まれるものではなかつたことが明らかとなつた。

(二) 御用の種類

次に、御留川に関わる御用について述べておきたい。

まず挙げられるのが、御用魚の納入である。先に記したとおり、御留川は、慶応三年に鷹場が廃止されると、御小納戸役所の支配下に入る。その移管に關わる書付の中に、御留川の御用として「高年ニ付被下魚并明倫堂
积菜其外御膳御用等」⁽¹⁹⁾の記載がある。このように、御留川には、家臣への被下物となる魚のほか、御膳に用いる魚を上納する御用が存在していたのである。また、藩校明倫堂の积菜(略式の积食)に用いる魚を上納する御用なども存在した。

御用魚の納入にあたつては、現物納と錢納があつた。錢納については、表1を参照されたい。「御留川留」の中に、文久二年(一八六二)から慶応二年の五年間の御留川魚御払代の記載があり、それをまとめたものである。御払代という記載からも分かる通り、御城へ納入されない魚を御払にし、こうしたことを踏まえて、幕末期における御留場と御留川の関係をまとめていたことが、鷹場絵図より分かる。⁽¹⁷⁾こうしたことから、新川の御留川については、御留場に含まれたり、境界域に位置したり若干流動的であつたと思われる。それ以外の、三か村(熱田前新田・祐竹新田・勝川村)については、こうした変化は見られない。

その代金を納めたものと考えられる。年によつて変動はあるが全御留川か

納漁師共江半數被下候ハ、両全之御為哉与奉存候間、此段奉願上候、右願之通御聞済被成下置候ハ、難有仕合奉存候、已上

下之一色村
御川守

西川忠兵衛印

御小納戸
御役所⁽²⁰⁾

| 年号 | 代金 |
|------|------------------|
| 文久2年 | 金27両1分・銀4匁5分1厘 |
| 文久3年 | 金22両3分・銀1匁5分7厘 |
| 元治元年 | 金38両3分2朱・銀3匁7分7厘 |
| 慶応元年 | 金41両3匁2朱・銀1分4厘 |
| 慶応2年 | 金9両1分・銀5匁8分2厘 |

「御留川留」中より作成。

表2 鷹方役所御留川関係御用聞

| 御用名 | 名前 |
|-----------|---------------------|
| 御払魚鳥御用 | 名古屋魚之棚 近江屋次郎左衛門 |
| 御用達御肴御払問屋 | 魚世話方 肥前屋七左衛門 |
| 鰻御用達 | 熱田前新田鰻問屋 惣左衛門 |
| 魚鳥類御払御用 | 下小田井村問屋 善九郎 |
| 御入用魚鳥御用達 | 津鳴村魚屋 庄次郎 |
| 御払魚初雜方御用達 | 下之一色村御肴御用聞御川守兼西川忠兵衛 |

「御留川留」中より作成。

*近江屋次郎左衛門のみ、藩主御目見を許される。

これは慶応三年以降、下之一色村御川守が御小納戸役所に提出した願書である。ここでは、御留川へ「カコシ」⁽²¹⁾と言われる罠をしかけることにより、鱈(ウナギ)をはじめとした多くの川魚を捕えることができるとして、その使用を願い出ている。ついては、御用魚の他、これまでの通り、獲れた魚の半数を上納するとしている。ここから、まず御用魚の上納が漁師たちによつても担われていたことが確認できる。また、この時の願書は却下となるが、漁師の中には御留川内で漁を行い、運上にあたる魚を納めている者もいたことが知られるのである。

このほか御用魚については、御用達による上納もあった。慶応三年、從来鷹方役所の御用聞を務めてきた六名が「御留川へ付候御小納戸役所御用聞」として再任された。⁽²²⁾これをまとめたのが表2となる。これを見ると、鱈をはじめ川魚の御用を名古屋町方または周辺村落の問屋・魚屋が務めていたことが知られる。なお、下之一色村御肴御用聞西川忠兵衛は、御川守も兼務している。

なお、御用魚以外の御用では、御留川で使用する竹・縄・蓑などの資材を、一色村・茶屋新田など周辺村落が上納していた。⁽²³⁾これらは鷹方役所を

表3 御留川関係鷹方役所役人一覧

| 役職 | 切米 | 人数 |
|------------|---------------------|----|
| 御鷹匠組頭 | 72俵 | 4 |
| 御飼差頭格御鷹場改方 | 切米9石・扶持3人分 | 1 |
| 御鷹場改方 | 切米7石～9石・扶持2人分 | 3 |
| 御鷹場改方並 | 切米6石・扶持2人分 | 2 |
| 御鷹場改方無息見習 | 切米6石・扶持2人分 | 1 |
| 御鷹場見廻之者目付役 | 切米6石・扶持2人分 | 5 |
| 御鷹場見廻之者目付代 | 切米5石・扶持1人半分 | 4 |
| 御鷹場見廻之者 | 切米4石～5石・扶持1人半分 | 16 |
| 御網打 | 切米6～7石・扶持2人分 | 2 |
| 御網打見習 | 扶持代金3両 | 1 |
| 船頭御中間 | 切符金2両2分～3両 扶持1人分 | 2 |

「御留川留」上 より作成。

方役所の管理下に置かれ、御鷹匠頭のもとで各役職が関与していた。表3は、御留川にかかる鷹方役所の職種と切米・人数をまとめたものである。このうち、「高年之輩江被下候御肴捕上ヶニ相越候役々」として御鷹場改方一人・同見廻之者目付役初之内一人・御網打一人・同見習一人・船頭御中間一人が従事し、「明倫堂秋菜御用魚捕上ヶニ相越候役々」として御鷹匠組頭一人・御鷹場改方一人・同見廻り之者目付役一人・御網打一人・見習一人・船頭御中間二人が従事することとなっている。また、この他の御用魚捕揚については、数量が多い場合などには御鷹匠組頭が附添うこととしている。⁽²⁵⁾

実際は、御網打と船頭御中間が「御用魚捕揚」を行い、御鷹場改方・鷹場見廻役等は、その警備などのため立会い、御用魚については、御鷹匠組頭が管理する体制であった。また御鷹場見廻役は、平時においても御留川を見廻り、殺生人の取締などの治安維持に従事している。⁽²⁶⁾

もちろん、御網打や、船頭御中間などを除いて、そのほかの役職は御留川御用の専従というわけではない。御留場の管理・運営の中で、御留川の支配にも関与したものである。なお、慶応三年の鷹場廃止後は、御鷹場見廻之者六人・御網打二人・船頭御中間一人・熱田前新田御川詰所定番・御川守五人が、御餌差頭・御餌差三人とともに御小納戸役所支配となっている。⁽²⁷⁾御鷹場見廻の数が少なくなっているのは、今後は御留川のみを管理することになるため人員削減がなされたものと思われる。

表4は、慶応三年二月の御留川・御留池の御川守(池守)の所在村・給金を示したものである。各御留川に、御川守は一～二名が配置され、給金はおよそ一～二分であった。なお、一色川の御川守は、同川の河口部左岸に位置する下之一色村の木村和助と西川忠兵衛が務めている。また、熱田前

次に、御留川の支配役人と御用の関係について述べたい。御留川は、鷹

(三) 御用と支配役人

新田には、御川詰所定番という役職も置かれ、給金は御川守よりもかなり高額となつてゐる。これは、同新

(四) 尾張藩主の御成

田には、御鷹場見廻二名が昼夜詰め(28)て、取締にあたることとしていることからも分かるとおり、熱田前新田が名古屋周辺の御留川の中では別格の扱いをされていてことを物語つてゐる。以上、勝川村を除き、河口部の村に御川守が置かれていることが知られるのである。

このように、御留川は、御鷹匠組頭以下の鷹方役人による管理を受けていた。鷹方役人には、網打や船頭御中間など実際の漁獵にあたる役人や、河川を管理する(その職務については後述)御川守も含まれてゐる。このようないまど様な職能を持つ鷹方役人によつて、御留川は管理され、御用魚は確保されていたといえるのである。

では、本節の最後に、御留川への藩主御成について明らかにしていきた
い。結論から言えれば、御留川御成は藩主による漁獵であるとともに、御用魚を確保する重要な場でもあつた。

「御留川留」によれば、慶応三年から明治三年までの四年間に藩主徳川義宣の御成が計五回行われてゐる(表5)。ここでは慶応三年八月二十五日に行われた熱田前新田への御成を例にあげて、その実態を明らかにしていく。

[史料四]

昨記御道書之通四半時過比

御腰掛江被為

入候否御釣御入込以前御殺生懸り取扱ニ而御釣道具夫々仕懸置魚寄旁御試釣少々取計置相済御式度日後御殺生之魚左之通

御城江為御持相成

宰領御庭方

一 大名吉 拾六本 (朱書)「本文宰領式人前同御庭頭江」
内

〔本文宰領式人前同御庭頭江〕

大納言様 極大物二本ツ、二うなぎ
御簾中様 江 五拾本ツ、御添御差上

宰領御庭方人足ハ兼而御手當仕置

一 武才三才取交 百本
一一な 廿七本

表4 慶応3年2月 御留川・御留池御川守

| 御川守名 | 御留川名 | 所在村 | 給金 |
|------------|---------|--------------------|------|
| 四郎(御川諸所定番) | 熱田前新田御川 | 愛知郡熱田新田村(現名古屋市港区) | 5両2分 |
| 作助 | 熱田前新田御川 | 愛知郡熱田新田村(現名古屋市港区) | 1分 |
| 木村和助 | 一色川(新川) | 愛知郡下之一色村(現名古屋市中川区) | 1分 |
| 西川忠兵衛 | 一色川(新川) | 愛知郡下之一色村(現名古屋市中川区) | 1分 |
| 喜惣治 | 祐竹新田御川 | 愛知郡戸部下新田(現名古屋市南区) | 2分 |
| 宅右衛門(御池守) | 勝川村御留池 | 春日井郡勝川村(現春日井市) | 1分 |

「御留川留」上 より作成。

なます 五本

うくる

ふな 五拾 中小之方取交

鱈

大壹百め

中召上り御用 七百め

是ハ当所おいて兼而殺生取溜并道德前新田御囲之分取寄置

道德廻り式貫百五十目

当所取揚 (朱書)「九百式拾目」
(朱書)「九百式八百目」
(朱書)「二口メ四貫九百五

拾目

前顯御差上之うなき茂此中より御用立

（朱書）「当所取揚うなき之内式貫五百三拾五文分御買上」⁽²⁹⁾

この史料は、御成当日である八月二五日の記録である。これを見ると、御殺生懸の事前準備のもと、藩主義宜自ら漁を行つてることが知られる。⁽³⁰⁾ そして、獲れた名吉（鱈の幼魚）などの川魚は御城へ運び、その一部は徳川慶勝と御簾中へ差上としている。

ここで興味深いのは、事前に獲り溜めておいた魚や、また道德前新田など他所で獲った魚も含まれていたことである。この道德前新田で確保した

鱈については、「一、御川おいて御入用可相成哉茂難計候付、鱈取溜方道德前新田御川守江為申遣候、附二十五日早朝熱田前新田御川詰所江廻方猶又為申遣候、廿三日」とあり、熱田前新田で確保できるか不透明であつたので、リスク回避のために、二日前に道德前新田御川守へ確保を命じたものであった。さらに、一部の鱈については、「御買上」とされている。

このように、御留川への御成にあたっては、事前の準備や魚の取り溜めがなされていたことが知られる。御留川への御成は、単に藩主による遊興

というだけでなく、御留川の魚を確保する漁獵としても意味を持つものであり、そこで漁獲された魚も御用魚として城へ納められたのであつた。なお、この一部が慶勝らに差上となつていていることからも窺えるように、藩主漁獵によつて得られた御肴として儀礼・贈答などに主として用い、通常御留川より納められる御用魚とは区別されていたものと考えられる。ただし、これについては、今後さらに史料を検討する必要があり、課題としたい。

次に、御成にあたつて周辺村落が担つた負担について見てみたい。表6は、御成にあたつて掃除人足を差し出した負担村と人足数・船数をまとめたものである。

御川内の藻草・葭・蒲生等を刈取るための船・人足は、主に熱田前新田に隣接する新田村から差し出されている。詰所構内や御川両縁の掃除を行う人足、さらに粧掃除のための人足は熱田前新田の北方に位置する村々から出されている。いずれも熱田前新田より約五キロ圏内に収まる村々であった。⁽³¹⁾ つまり、御成場所の整備にあたつて、御川周辺村落から人足が出来ていることが知られる。また、このほかに、「御成ニ付前日并御当日詰所初御殺生手伝賛引人足」として、三四人（雇代合計一〇貫四〇〇文）を雇い入れていて。⁽³²⁾

このように、御留川周辺村落からは掃除人足と、獵の手伝のための雇人足を合わせて御成に従事させていたことが知られるのであり、御留川御成はこうした村の役負担によつて支えられていたのである。

以上、本節では、御留川の①設定地域、②御用の種類、③支配役人、④藩主御成について明らかにしてきた。幕末期の御留川は名古屋周辺の河川下流や海近くの新田村に設定されており、御用魚などの上納が行われていた。こうした御用は、御鷹匠組頭以下の網打・船頭御中間・御川守などの

表5 慶応3年～明治3年 尾張藩主・親族の御留川御成

| 年 | 御成者 | 場所 |
|---------|-----------|---------|
| 慶応3年8月 | 徳川義宣(元千代) | 熱田前新田御川 |
| 慶応3年9月 | 徳川義宣(元千代) | 祐竹新田御川 |
| 明治元年10月 | 徳川義宣 | 祐竹新田御川 |
| 明治3年3月 | 徳川義宣 | 熱田前新田御川 |
| 明治3年6月 | 徳川義宣・慶勝 | 熱田前新田御川 |

「御留川留」上・中・下 および「尾張徳川家系譜」(名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書』三編第一巻、名古屋市教育委員会、1988年)より作成。

表6 慶応3年徳川義宣熱田前新田御川御成の掃除人足

| 御川内藻草葭蒲生等の刈取掃除船人足 | | |
|-------------------|-------|--------|
| 村名 | 船数(艘) | 人足数(人) |
| 当知新田 | 3 | 6 |
| 甚兵衛後新田 | 2 | 4 |
| 神宮寺新田 | 2 | 4 |
| 宝来新田 | 2 | 4 |
| 土古山新田 | 2 | 4 |
| 合計 | 11 | 22 |

| 詰所構内外御川両縁通 掃除人足(人) | |
|-----------------------|----|
| 中野村 | 6 |
| 丸米野村 | 7 |
| 荒子村 | 16 |
| 中嶋新田 | 8 |
| 東起村 | 4 |
| 法花村 | 3 |
| 中郷村 | 9 |
| 高畠村 | 9 |
| 合計 | 67 |

| 柱掃除等人足(人) |
|-----------|
| 熱田新田西組 11 |
| 中野外新田 10 |
| 合計 21 |

「御留川留」上 より作成。

鷹方役人によって担われるほか、漁師や御用達によつても負担されていた。また、御留川へは藩主の御成も行われ、それも御用魚確保のための場となつてゐたのである。

二 道徳前新田御留川と御川守の職務

本節では、御留川に置かれた御川守の職務内容について明らかにしていきたい。なお、本節においては、とくに前掲の「道徳前新田御留川御用留」を主として用い、特に注記が無い箇所は、すべて同史料による。

(一) 道徳前新田と役所扣御留川

まず、愛知郡道徳前新田(現、名古屋市南区道徳本町・道徳新町など)の概況を簡単にまとめておきたい。道徳前新田は、海西郡塩田村の鷺尾善吉が自費で開墾し、文政四年(一八二二)に成立したとされ、後に藩御小納戸の新田となつた。³⁴⁾郷帳類に記載はない。

同村の地理については、【図2】を参照いただきたい。村の南北を川が流れ、東は道徳新田に接し、西には海面が広がる。そして、村の北・西・南は汐除川で囲まれていた。この汐除川は、熱田前新田などと同様に、囲いで海や川と村とを隔たるものであり、堀のような形態となつてゐる。村絵図では、南の戸部江通りとの境に垣の様なものが見え、ここで汐除川への引水やまた川への放水などが行われていたと思われる。

次に、道德前新田が御留川に組み込まれた経緯について記しておきたい。

〔史料五〕

御鷹匠頭衆様

桜井乙四郎

役所扣道德前新田汐除江魚殺生之儀、是迄年限を以請負川ニ申付置候
處、当三月5日前之通役所扣御留川ニ相成居候付而者、御川魚留制札
四本御渡有之様致度及御懸合候、以上

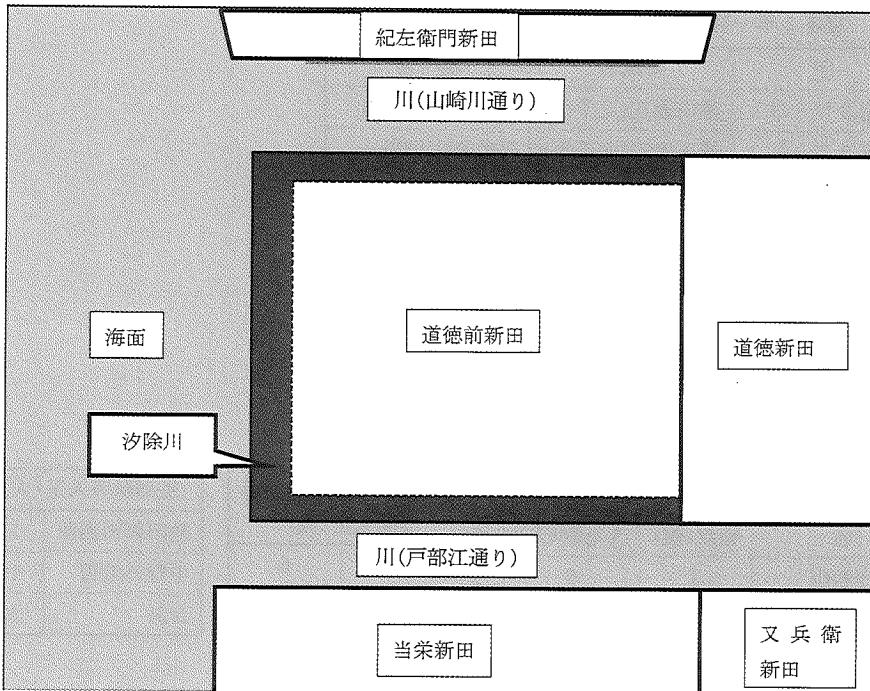
二月十八日

〔史料五〕は、御小納戸頭取である桜井乙四郎より御鷹匠頭衆へ差し出
されたものである。ここからは、道德前新田の汐除川が元治元年三月に請
負川から「役所扣御留川」となったことが知られる。請負川とは、運上場
のことをいい、前年の文久三年までは、作良新田の治郎八が請負人となり
御川魚運上を負担していた。それが、新たに御留川となつたので、御川魚
留制札を渡すよう御小納戸頭取が御鷹匠頭へ依頼している。

この「役所扣」は、御小納戸役所扣の意味であると思われ、そのために
通常の御留川とは区別され、先の〔史料二〕などでは、道德前新田の記載
がないものと思われる。ただし、①御川守が置かれていること、②御鷹匠
頭から御川魚留制札が渡されていること、③後述のように他の御留川同様
の支配が行われていることなどから、この役所扣御留川も御留川の一つと
してここでは行論を進めていくことにしたい。

(二) 道徳前新田の御川守について

ここでは、道德前新田を事例に、御川守の職務内容について明らかにし
ていきた⁽³⁵⁾い。その前提として、まず、同村の御川守の変遷について検討し



天保12年「道德前新田絵図」(『徳川黎明会叢書 尾張国町村絵図一名古屋市域編一』V、国書刊行会、1988年)を基に作成。

【図2】道德前新田概念図

ておく。道徳前新田が扣御留川になる文久四年から、明治元年⁽³⁵⁾までの御川守は、表7の通りである。

これを見ると、通常二～三名からなる御川守が指定されていたことがわかる。ここで注目したいのは、慶応元年七月に、御川守が交代し、その待遇も大きく変化していることである。御小納戸役所では、これを「御川守仕法替」と称し御川守給をはじめとする費用節減が行われた。それにより、

松山藤吾・加藤甚蔵の両名が解任され、村の組頭一名と坂守一名に兼業させる体制へ移行した。

〔史料六〕

| | | |
|-----------|-------------------------------|-----|
| 御給金六両 | 御扶持方三石六斗 <small>兩二三斗替</small> | 御川守 |
| 小屋江付候雜用武両 | 此拾五両 | 式人 |

燈油代武両程

| | |
|---------|-----------------------------|
| メ金貳拾武両程 | 給米四石五斗 <small>兩二三斗替</small> |
| | 此拾五両 |

新規御川守

三人

差引金七両程

| | |
|-------|--------|
| 御年貢地懸 | 御仕法替の方 |
| 丑七月 | 御益 |

御年貢地懸

この史料は、御年貢地懸が提出した伺書の一部である。ここでは、御川守仕法替を行うことによって、どの程度経費が節減されるのかを試算している。ここでは、仕法替前の御川守給金（一人あたり金三両・扶持米一石二斗）と仕法後（一人あたり一石五斗）を比較すると相当の減額となっていることが分かる。さらに川小屋へつけていた雜用金や、燈油代などの経費も削除されていることが知られる。これによって、七両程の節減が見込まれるとする。

なぜ、川小屋についての費用を削減できたのかというと、それは坂守の久左衛門に御川守を兼任させたことによる。久左衛門の家は、父代より坂守であり、御小納戸から坂小屋を貸し渡されていた。そこで、同人を御川守へ任命することにより、坂小屋へ川小屋としての機能も兼ねさせる狙い

があつたと考えられる。

以上、御川守仕法替は、専業の御川守職から組頭や払守による兼業の職へ転換し、給金など経費を節減するねらいであったと考へるのが妥当である。

ところが、この兼業体制は、早くも同年九月に破綻することになる。払守久左衛門より病氣のため兼業はできないとして御川守役退役願が出されたのである。御小納戸役所では、急ぎ後任の人選を行うことになった。

〔史料七〕

道德前新田
領左衛門弟

慶三郎

丑四拾歳

右者平生美意ニ農業相勧候者ニ御座候處、網打等を初殺生方之儀も粗相心得罷在候由ニ付、御川守被

五月

御年貢地懸

仰付候ハ、独身者旁川小屋江為引移御締向為相心得候ハ、御摸通可相成哉之趣相聞申候

丑九月

この史料は、御年貢地懸から御小納戸頭取に宛てられたもので、御川守後任として慶三郎という者が候補にあがり、その風聞について報告をしている。これによれば、同人は漁獵についても「粗心得」であるとし、また独身者であるため川小屋へ移住して、川の治安維持にあたることができるとしている。かくして、慶三郎が御川守に登用され、川小屋へ常駐させる措置をとつた。その後、慶三郎の給金引き上げの要求が村から出される」ととなつた。

〔史料八〕

御川守慶三郎儀御給扶持被下方之儀、別紙之通右同役共より相願申候付、猶更申合勘弁仕候處、右願書ニ茂申立候通當時物価高直ニ付、暮方難済之段ハ紛も無御座儀ニ相見申候、乍去最初被仰付候節ハ御川守三人共御給米壹石五斗ツ、ニ而可相勤筈ニ付、彼是可申立筋ハ無之儀ニ候得共、外御川守兩人之儀ハ組頭役をも相勤、右ニ付御給米茂被下置并銘々相應ニ扣地所等も有之者ニ御座候處、慶三郎儀ハ是迄村方兄領左衛門与申者懸り人ニ而外ニ扣地所等も無之暮兼候者ニ付、仕馴候魚漁ニ而渡世罷在候處、當役江付而ハ右等之儀も差扣外ニ余業等も無

御座、勤向江付而も御川小屋ニ始終詰切罷在外御川守与は差別も有之、願通相済候共差響之筋ハ無御座候間、全別段之訛を以慶三郎江ハ初発川守江被下置候通、御給金三両御扶持壹人分ニ被成下候方候半哉、右願書壹通相添奉伺候

五月

御年貢地懸

〔史料八〕は、御年貢地懸から御小納戸頭取へあてられたものである。これを見ると、御川守三名は給米一石五斗ずつで勤めてきたが、内二名は

村の組頭役である上、所持地もあるが、慶三郎だけは兄の領左衛門の「懸り人」であつて所持地もないとする。これまで漁業によって渡世している。御川守となつた以上はそれも控えなければならず、また川小屋へ常時詰めていることにより、他二名の御川守とは差別もあるとする。ゆえに、慶三郎だけは初発の御川守給金三両と扶持一人分を給与されるようになると願い出ている。結局この願いは聞き届けられ、慶三郎には、同年六月には御川守給三両と扶持一人分が支給されることになった。

やや冗長となつたが、御川守仕法替を中心に、道德前新田の御川守につ

いてみてきた。ここから浮き彫りになつてくるのは、御川守の專業性である。御小納戸側は、経費節減のため專業御川守二名の体制を改め、村の組頭一名と払守一名による兼業体制とした。しかし、この体制は一ヶ月しかもたず、そのために、川漁師であつた慶三郎を新たに雇用し、川小屋に「詰切」という專業の御川守として務めさせることとなつた。そして、待遇についても、初期の專業御川守の給金への引き上げを認めなくてはならなくなるのである。

それでは、こうした專業性をもつ御川守の職務とはどのようなものであったのであらうか。それを以下にみていただきたい。

(三) 御川守の職務内容

ここでは、御川守の職務を、a 上納御用、b 治安維持、c 漁場環境の整備という三つの面から明らかにする。

a 上納御用

第一に御川守がどのように上納御用に関わっているのかを検討する。

〔史料九〕

(朱書) 「子年」

御川魚御払代目録

一、 金弐拾壹両三朱弐匁八分七厘

是ハ子五月十一日ち丑三月一日迄御用魚代見積高

一、 金百二拾兩壹分三朱三匁五分九厘
毫兩壹分弐朱壹匁六分八厘

是ハ子四月廿日ち丑三月一日迄御払代

幕末期名古屋周辺の御留川支配と御川守

一、 金拾壹両三分弐朱三匁四分八厘
是ハ丑正月以来御払魚代追而上納可取計分

メ金百六拾四両弐分四匁弐分八厘
三両弐分弐朱弐匁四分四厘

惣御払代

内七拾壹両壹分壹朱七厘 御川小屋初惣入用引去

(朱書) 「内四拾五両壹分弐朱三匁四分五厘

是ハ初川江付別段御入用」

残金九拾弐両壹分壹朱弐匁三分七厘
三両壹分四分六厘

丑三月

(朱書) 「右三月十日寺山殿江差出」

〔史料九〕は、御年貢地懸によつて作成された、元治元年の道徳前新田の御川魚御払代についての書付である。この内訳を見ると、御川魚の惣御払代一六四両余から、諸入用七一両余を引き、残金の九三両余が「御益金」となり、御小納戸方へ納入されている。

この諸入用の内容は御川守給金・船修復代・燈油代などのほか、川魚漁にあたつた漁師の給金も含まれていた。表8は、その漁師名と給金を示したものである。これを見ると、御川守である松山藤吾と加藤甚蔵の名前も見える。このように御川守自らが魚捕揚の御用に従事していることが分かる。

また、御川守だけに課せられた御用もあり、下御深井御構内にあつた新御殿³⁸への御着を上納することは、道徳前新田の御川守の職務の一つであつた。明治元年には、七月一二日～一二月一五日分として、名吉一一〇本・太鮎八枚・いな枚一〇本・うぐい一本を上納している。

表8 道徳前新田御川魚捕揚の漁師

| 漁師名 | 日数 | 賃金 |
|------|----|--------|
| 加藤甚蔵 | 16 | 4貫800文 |
| 松山藤吾 | 28 | 8貫400文 |
| 忠八 | 7 | 2貫100文 |
| 伴右衛門 | 19 | 銀47匁5分 |
| 丈右衛門 | 6 | 金1分 |
| 喜左衛門 | 2 | 銀5匁 |
| 金蔵 | 16 | 銀40匁 |
| 作右衛門 | 12 | 不明 |
| 忠右衛門 | 13 | 銀32匁5分 |
| 久左衛門 | 19 | 銀47匁5分 |
| 久七 | 3 | 2朱 |
| 佐助 | 3 | 2朱 |
| 勘蔵 | 4 | 2貫文 |
| 清四郎 | 14 | 7貫文 |

*勘蔵・清四郎は、かき・うなぎの担当。
「丑年已前御川守初漁方之者共雇賃銀并御川守燈油御入用書出」(『道徳前新田御留川御用留』)より作成。

「網打」「立切」「艤当」という役割に分かれて漁を行い、御用魚を確保していることが知られるのである。以上のように、御川守は、上納御用の魚確保に他の漁師とともに従事する一方、御川守独自の御用も請け負っていたことが知られる。

b 治安維持

第二に、御留川の管理・運営についての職務をみてみたい。

史料一二

一、平常御川守兩人相詰、御川内定者堤上工夜ハ船ニ而見廻り、附入

候上者別而繁々見廻り可申事

(朱書) 但背人見當り候ハ、平人ニハ殺生道具并魚とも引揚名所等相訂

達〔帯刀致居候者等〕御家中等三候ハ、捕居候魚ハ相逃させ姓名承り可申達事

一、坂前建具簷之儀時々心懸ケ見廻り可申事

一、御川内ニ相用ひ候簷編ミニ方之儀、平生御用之透間ニ取計可申事

但当年之儀ハ時節差懸り候事ニ付、手薄之者雇入可相成候間、

御為宜様申合可取計候

一、藻取船借度旨申出候者有之ハ、依怙蟲鼠なく都合次第借度御為宜

申候、別紙者追而御戻相成候様仕度候、以上

十二月廿七日

この史料は、御年貢地懸が新御殿から役懸衆へ出されたものである。こ

こでは、新御殿での御着上納にあたって、実際に漁にあたった御川守三人に対する「御沙汰品」について取扱いを申し入れている。この「御沙汰

品」とは、御川守の骨折に対する褒賞のことを指す。ここでは、御川守が

〔史料一二〕は、元治元年九月に御年貢地懸が御小納戸頭取正木宗兵衛に提出した同書である。内容は御川守の職掌についてで、文中の「御家中」を「帶刀致居候者」に改める以外は異存無しとされ、同九月四日に御年貢地懸から御川守へ申し渡されている。

その第一条目では、まず御留川についての治安維持について記されている。昼は堤上から、夜は船上から川内を見廻り、魚が「附入候」時は特に頻繁に見廻ることとしている。その上で、実際不法な漁を行つているものがいたら、平人の場合は殺生道具・捕えた魚とも没収とし、名前と居住地を控えておくこととする。また殺生人が帶刀していた場合は、捕えた魚は川へ放させ、姓名を控えておくこととしている。

実際の取締については、次の史料を参照されたい。

〔史料一二〕

中川通御川守兵左衛門儀中川通見廻罷出候処、五女子村地先おるて殺生致居候者有之、兵左衛門を見受逃去行衛不相知候付、左之通諸色引揚所庄屋江相渡候旨申出候付、御鷹場見廻之者差向右諸色封印付、支配役所江差出候様申談させ候間、於其筋御吟味御座候様仕度如之申上候

一、いかき 壱つ

一、へんてつ 壱つ

但鱈三本有之候付如例御川江放申候

一、く、し釣竿壹本

本文諸色通六月十七日大代官西村源兵衛右江廻

御鷹匠頭(4)

第三に、漁場環境の整備が挙げられる。先の〔史料一二〕を見ると、漁具となる簾の設置と管理を行うことや、藻取船の貸し渡しなども御川守の役目であった。良好な漁場を確保するための環境整備について御川守が主導的な役割を担っていたことが知られるのである。

またその他にも稚魚の確保・放流によって、川の漁場環境を整備することも御川守の職務の一つであつた。

〔史料一三〕

中川通御川守兵左衛門儀中川通見廻罷出候処、五女子村地先

c 漁場環境の整備

この史料は、嘉永六年四月に中川通御川守兵左衛門が、五女子村地先において殺生人に遭遇した一件を示したものである。この時、殺生人には逃走されてしまつたが、御川守は道具は接收して村の庄屋へ引き渡した上で、このことを鷹方役所へ報告している。その後、同村へは御鷹場見廻が派遣されて接收物に封印をし、庄屋に対してそれを支配役所へ提出するよう指示をしている。

このように御川守は御留川沿岸村落を巡回し、殺生人に対する警備や道具等の回収にあたつてることが知られる。ただし、殺生人を追捕はせず、また殺生道具についても、現場である村落の庄屋へ預けるなど、領主の権力を超えた警察権の行使をしているわけではない。あくまで、御留川での殺生の現場をおさえ、その行為を防止することだけを行つていたのである。

〔史料一三〕

一、左之通御鷹匠頭江及懸合候

道徳前新田御川種魚之儀追々ニ 御放させ相成候処、最早時節後れニ

相成候故哉痛ミ魚も出来候趣御川守共申出候付而ハ、是先放チ方之儀

寺山虎助

御鷹匠頭(4)

ハ御見合相成候様致度及御懸合、已上

四月十日

この史料は元治元年四月一〇日に、御小納戸頭取の寺山虎助より御鷹匠頭衆へ差し出されたものである。川へ放流する稚魚について、時期遅れになつてしまつたため放流を見合わせるように御川守が意見具申を行つてゐる。ここで、指摘しておきたいのは、稚魚の放流が鷹方役所(御鷹匠頭)の管理の下で、御川守によつて行われていることである。河川の稚魚放流もその職務の一つであつたことが分かる。

慶応二年六月には、黒鯛稚魚五二〇〇疋余(代二貫五〇〇文)を熱田大子町獵師甚兵衛から御川守が購入している。この稚魚の種類の選定についても御川守が深く関与していた。

〔史料一四〕

諸新田塩除川ニ候者年々魚苗買入候由之處、御新田之儀ハ当年茂いな等相應ニ上り込候様子に付、御買上者不相願然ニ黒鯛之儀ハ始終川底ニ沈居候魚柄ニ付、右為御入置候ハ、急度往々之御益筋ニ可相成旨御川守申聞、乍併年柄ニより右種子生立不申由ニ付、先々模様為承置候比日兩度ニ持參仕、活物之儀彼是奉伺候猶予茂無御座候付、御買上ニ取計候旨別紙之通申立、尤御締筋之儀精々申渡置庄屋并御川守共立合取計候儀ニ付、如何敷儀ハ決而無御座候間、右御買上之儀御聞置被下置候様仕度右式數相添御達申上候

寅六月

御年貢地懸

この史料は、御年貢地懸から御小納戸頭取へ出されたもので、黒鯛の魚苗(稚魚)買上の許可を求めたものである。ここでは、鰯の魚苗の値段が上昇していることから、その代替として黒鯛が候補に挙げられている。そし

て、黒鯛は「始終川底ニ沈居候魚柄」であるとして、利益にもなるとして、活物であるので早々に買上げるよう御川守たちが御年貢地懸に申し立ててている。

ここでは、以下の二つの点を指摘しておく。第一には、御川守が川へ放流する魚の選定にあたつて主体的な役割を果たしていることである。この後、実際の魚苗購入にあたつて、熱田大子町の漁師と値段交渉を行つてくことになるが、それも御川守が行つていて、黒鯛やいな(鰯の幼魚)などの魚について、魚苗を放流し、成長の後漁獲する漁業が御留川で行われ、それに御川守が関与しているといふことである。黒鯛や鰯は主に内湾地域に棲息する魚であるが、こうした魚の稚魚を御川守が購入し、放流していくことは、従来の御留川についての研究では見られなかつたことである。この漁業の詳細については今後検討をしていかなくてはならないが、内湾地域の魚を含めた漁場環境の整備を御川守が担つていたのであつた。

以上、本節では、道徳前新田を事例に、御川守の変遷と、その職務内容について分析を行つた。初めに、御川守仕法替と慶三郎の待遇改善をめぐる一件を取りあげた。御小納戸役所は、御川守仕法替によって、御川守給の件を取りあげた。御川守仕法替によつて、御川守給やその他の経費の節減を企図し、専業の御川守を廃して組頭や坂守に兼業させる体制へ移行させた。しかし、この体制は二ヶ月で崩れ、再び専業の御川守を登用せざるを得なくなる。このような御川守仕法替の失敗の原因は、御川守の職務の専門性にあると思われる。その職務は、①上納御用にあつて自ら漁を行うこと、②川の巡回と治安維持、③内湾地域の魚も含めた漁場環境の整備、など多岐に及び、また川漁や魚についての知識と技術が求められるものであつた。このように御川守は、単なる川支配のため

の役人ではなく、川漁に知悉し、高い専門性を持つた職務であったことが知られるのである。

おわりに

以上の分析によつて、本稿で明らかになつたのは、次の諸点である。

第一は、御留川の地理的配置である。幕末期尾張藩においては、御留川は、主に名古屋周辺の河川下流や海近くの新田村に主に設定され、それぞれ御川守が配置されていた。また、御留川は必ずしも御留場内に設定されていたわけではなく、漁場の状況などを考慮して柔軟に置かれていたものと思われる。

第二は、御留川の御用と支配制度についてである。すべての御留川は慶応三年までは鷹方役所の管轄であり、以後は御小納戸役所の管轄となつた。そして、御留川には、藩校明倫堂の釀菜御用などの御用魚が課せられていた。これらの御用魚は、鷹方役所の船頭御中間・網打・御川守らによつて漁獲される一方、御留川の漁師および御用達の魚屋などによつても担われていた。一方、御留川周辺の村々には、御留川で使用する竹や繩などの物資の上納が課せられている。また、御留川へは藩主徳川義宣による御成も行われ、それは御用魚を確保する重要な場となつていた。

第三には、御川守の職務内容を明らかにしたことである。御川守は上納御用に従事し、また、御留川の治安維持や魚苗の放流など、河川の環境整備を担つていた。道徳前新田においては、御川守給の節減のために、專業の御川守を解き、村役人や城守の兼業としたが、この体制はすぐに改められた。御留川においては、自らも川漁に従事し、高い専門性を有する御川

守の存在は不可欠であつたと考えられる。

以上により、名古屋周辺に展開した、幕末期尾張藩の御留川の実態と御川守の職務が明らかになつた。御用魚を確保し、また藩主の川漁の場としていた点は、從来明らかにされた御留川の機能と共通している。ただし、第二節で明らかにしたように、御川守が黒鯛などの稚魚を放流し、成長の後に漁獲をする漁業を行つてゐる点は、從来の御留川には見られないことである。勝川村の御留池を除いて河川下流・河口域に設定されていることを考え合わせれば、御留川は、内湾地域に棲む魚も含めた漁場環境整備の場となつていたと言えよう。今後は、御留川における漁業(特に魚苗を放流する漁業について)のより具体的な検討が課題となつてくるが、これは、別稿を期すこととしたい。

また、もう一つ展望を述べるとすれば、尾張藩の奥向の経済構造とのかかわりである。尾張藩には、本稿の事例として挙げた道徳前新田をはじめ、「御小納戸新田」と称される新田があつた。⁽⁴⁾この新田は、水害などで被害を受けた地域に対し、藩主の私的な財産である「御小納戸金」から出資して再開発をしたものであり、主に名古屋周辺の海岸近くか、木曽川流域に存在している。明治となり、版籍奉還の際は、藩主の私的財産下で再開発をした事情が認められ、地券は徳川家に交付されている。

本稿で明らかにしたように、御留川からは御用魚が收められ、慶応二年までは鷹方役所、それ以後は御小納戸役所によつて担われていた。また、御小納戸新田である道徳前新田は、扣御留川となり、通常の御留川同様に御用魚を納めているほか、藩主の御留川御成にあたつては、予備の籠を供出する場となつてゐる。幕末期～明治初期における御留川と御小納戸は密接に関わつてゐたと言える。とすれば、御留川は奥向の経済構造を分析す

る上での一つの要素となるであろう。この点も指摘して、本稿の結びとしたい。

註

- (1) 林順子『尾張藩水上交通史の研究』(清文堂、二〇〇〇年)。
- (2) 尾張藩では、藩領内に藩主の鷹場と家臣の鷹場が設定されていた。藩主の鷹場は御拳場と称され、鳥獣類の捕獲が禁止される御留場でもあった。家臣の鷹場には、成瀬・竹腰・志水・横井家の鷹場などがある(新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史』第三巻、名古屋市、一九九九年、八六〇八七頁)。藩領内の鷹場には多くの河川が存在していた。なお、この内、藩主の鷹場と御留川の関係については、一の(1)で述べる。
- (3) 杉本精宏『尾張藩社会と木曽川』(清文堂、一〇〇九年)。
- (4) 網野善彦『霞ヶ浦四十八津と御留川』(歴史学研究、一九二号、一九五六年。注を加筆して、同『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、一九八四年、所収)。また、最近、鈴木家文書を中心とした史料集(小美玉市玉里古文書調査研究会編集・発行『水戸藩玉里御留川—近世霞ヶ浦の漁業と漁民』、二〇一〇年)が刊行された。
- (5) 北区史編纂調査会編『北区史通史編近世』(東京都北区、一九九六年)、第一章第一節。
- (6) 太田尚宏「近世玉川における鮎上納制度について」(地方史研究)一二一七号、一九九〇年)。
- (7) 「武家命令究事」(名古屋市教育委員会編集・発行『名古屋叢書』第一巻 法制編(一)、七二頁)。
- (8) 名古屋市教育委員会編集・発行『名古屋叢書統編』第一巻(第三巻、一九六四年)一九六六年。
- (9) 「御留川留」(徳川林政史研究所所蔵、尾五一一九二)中。
- (10) 御小納戸方で、主に年貢地に関わる差配を担当する役人と思われるが、その具体的な職務などは詳らかでない。
- (11) 前掲、「御留川留」上。
- (12) 前掲、「御留川留」下。
- (13) 明治二年一〇月より、御留川は魚溜場と名称が改められている。この後御留川がいかに解体されていったのかについては、十分な史料がなく、不詳である。
- (14) 天保二年「熱田前新田絵図」(徳川黎明会叢書尾張国町村絵図一、名古屋市域編V—)国書刊行会、一九八八年)。
- (15) 前掲、新修名古屋市史編集委員会編『新修名古屋市史』第三巻、八六〇頁。なお、本稿では、藩主の鷹場を御留場と記す。
- (16) 木原克之「御三家筆頭の鷹場支配」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究(第二篇)』清文堂、一〇〇七年)二三九頁。
- (17) 「御鷹場図面」(名古屋市蓬左文庫所蔵、図九七二)では、天保二四年に両茶屋新田・小川新田・両藤高新田・七嶋が運上場から御留場になつたことが記されている。また近世後期の鷹場絵図である「尾州御留場等図面」(名古屋市蓬左文庫所蔵)でも、年不詳であるが、新川以西で御留場と中之場が入り組んでいた地が一円中之場になつたことが知られる。
- (18) 後述するが、役所扣御留川である道德前新田の場合は、御留場でないため、鵜対策として威鉄砲が認められており、御留場ではないことは、鷹方役所によつても明白に認識されていた(『道德前新田御留川御用留』、徳川林政史研究所所蔵、尾一一八六二)。
- (19) 前掲、「御留川留」上。
- (20) 前掲、「御留川留」中。
- (21) 「がごし」と言われる罠で、一間四方くらいの籠を池にしあげ、魚を捕える(近思文庫古辞書研究会編『古辞書影印資料叢刊』第六巻版本 和訓栞【後編】上)、大空社、一九九八年、一九八頁)。
- (22) 前掲、「御留川留」中。
- (23) 「御留川附諸事留」(徳川林政史研究所所蔵、尾一一二三三)。
- (24) ただし、村が負担した御用の全体像については、今後の検討課題としたい。
- (25) 前掲、「御留川留」上。

(26) 「背殺生留」(徳川林政史研究所所蔵、尾一一一八)。全五冊。嘉永六年から慶応三年に至る御留場や御留川での殺生人取締の記録であり、ここでは御騰場見廻役によつて御留川の警備が行われていることが確認できる。

(27) 前掲、「御留川留」上。

(28) 前掲、「御留川留」上。

(29) 前掲、「御留川留」上。

(30) 「御川守御手順書」(前掲「御留川留」上)といふ書付によれば、藩主は釣りを行う一方、川方の者の巻網漁獵などを見物している。

(31) 前掲、「御留川留」上。

(32) 新修名古屋市史第三專門部会編『新修名古屋市史報告書 四江戸期なごやアトラス—絵図・分布図からの発想』(名古屋市総務局、一九九八年)、六一八頁。

(33) 前掲、「御留川留」上。

(34) 現道徳新町の道徳公園内にある鷺屋善吉翁の頌徳碑文による。

(35) 本来は、「御留川留」に名前の見える御川守について、分析を進めるべきであるが、管見の限り熱田前新田以下の御川守の具体的な職務内容が分かる史料は見られなかつた。そこで、役所扣御留川であつた道徳前新田の御川守を事例として以下では分析を進めていくこととする。

(36) 明治元年以後の御川守の動向については、不明である。

(37) ただし、村の組頭二名も突然に兼任となつたわけではない。文久四年の一月には、組頭の丈右衛門・伴右衛門が、御川守の人数が少ないと理由に、二人で川守一人分の仕事を請け負つよう命じられている。これは、来る御川守仕法替にあたつて、引き継ぎのための移行期間をとつたものと考えられよう。

(38) 「金鱗九十九之塵」卷八二(名古屋市教育委員会編集・発行『名古屋叢書』第八卷地理編(三)、名古屋市教育委員会、一九八八年、一四二頁)。

(39) 新御殿御役懸からは、当所より支給は出来ないとし、「御川江付候御金筋」より支給されるよう返答している。

(40) 前掲、「背殺生留」一。

(41) この中川通は、慶応三年の御留川を記した「史料」においては、○印を付した中川に該当すると思われる。つまり、慶応三年時ににおいては、運上場となつてゐるのだが、嘉永六年においては、御留川であつたことになる。幕末期以前の御留川の配置については、今後の課題としたい。

(42) 松平秀治「明治初期尾張徳川家の経済構造」(『社会経済史学』四一卷五号、一九七六年)。以下の御小納戸新田についての記述は、同論文による。

